



身分登錄文件、記載事項與其設定影響——台灣社會可視化與族群性、姓名

身分登錄書類・記載事項とその設定の影響——台湾社会の可視化とエスニシティ・姓名

The Documents of Personal Identity Registration, Registered Items and Their Influences: Ethnicity, Names and Their Visualization in Taiwan Society

文・圖——松岡 格 (日本獨協大學國際教養學部副教授)

譯——陳由璋 (政大原民中心「新增四語原住民族語言教材編輯計畫」專任助理)

台灣 建置近代國家性質的身分登錄制度起於日治時代，其建置範本為日本（「內地」）戶籍制度，但出發點是從法律定位更低一階的「戶口制度」。

為何於早期階段以此形式先行實施台灣的身分登錄？主要是為了可視化近代國家的統治對象之地方社會。許多情況下統治者多為外來者，即使統治者被派到自己國內的某一個地方，但統治者常常是對派遣對象之地區狀況陌生的「外地人」。因此，對統治者來說，為使難以預知的地方社會能有大略的掌握，進而推動統治，可視化便是重要的第一步。

實際上台灣當時的統治者（日本人），在殖民地的日常生活中必須面對異文化。由於地方社會是依循異文化行動，可想而知對他們來說，要掌握地方社會的狀況絕非易事。因此為了將不易掌握的地方社會加以可視化，統治者首先須整備身分登錄文件（戶口調查簿）這項可視化工具。

用身分登錄文件掌握被統治者資訊

身分登錄文件的格式表現出統治者想要掌控的被統治者資訊。比方來說，因應可視化需求所製作的身分登錄文件中，設有可掌握異文化特徵（如果已有共同文化情況則無必要）的記載欄位。其中之一欄位的設定即是今日所稱的族群範疇（ethnic categories）。戰前台灣身分登錄文件中所記載的項目中，用來記載族群範疇就是「種族」這項欄位。如同本稿附圖戶口調查簿1905年樣式與1933年樣式所示，兩年皆設有「種族」欄位。雖然1935年樣式的戶口調查簿已經拿掉「種族」欄，但戶口調查簿部分中仍保留「種族」欄位。

有關上述身分登錄制度與族群性（ethnicity）部分，筆者已於工作坊（請參照本期《原教界》會議報導〈「台灣原住民姓名

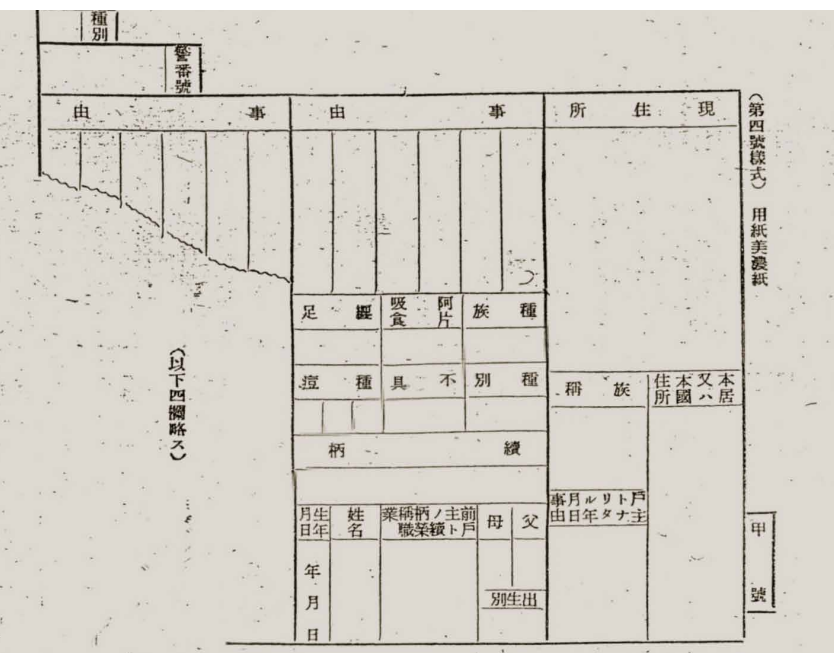
1905年戶口調查簿樣式と種族欄

種族欄の記載事項

- 内地人ハ 内
- 福建人ハ 福
- 広東人ハ 広
- ソノ他ノ漢族ハ 漢
- 熟蕃人ハ 熟
- 生蕃人ハ 生
- 清国人ハ 清

1905年版戶口調查簿樣式





身分登録文件的格式表現出統治者想要掌控的被統治者資訊。比方來說，因應可視化需求所製作的身分登錄文件中，設有可掌握異文化特徵（如果已有共同文化情況則無必要）的記載欄位。其中之一欄位的設定即是今日所稱的族群範疇（ethnic categories）。



1933年版戸口調査簿様式。

台湾において近代国家的身分登録制度が整備されたのは日本統治時代である。そのモデルとなったのは日本（「内地」）の戸籍制度であるが、それより法的位置づけが一段劣る「戸口制度」として出発した。

なぜこのような形で、かつかなり早い段階で台湾での身分登録が実施されたのか。それは、何よりも近代国家の統治対象である地域社会の可視化のためである。多くの場合、統治者は外からやってくる。仮に同じ国の中でも、統治者は派遣先の地域の状況に疎い「よそ者」であることが多い。その統治者にとって見通しにくい地域社会の状況を見通して、統治を進めるため、可視化は重要なファーストステップである。

実際台湾では、植民地で異文化に日常的に向き合わなければならなかった統治者（日本

人）にとって、異文化にしたがって動く地域社会の状況は見通しにくかったと考えられる。その見通しにくい地域社会を可視化するためのツールとして、身分登録書類（戸口調査簿）が整理されていった。

身分登録書類で被統治者の情報を把握

身分登録書類のフォーマットには、統治者が被統治者の何を把握しておきたかったのが表現されている。例えばその可視化のために作られた身分登録書類に、（すでに文化を共有している場合には必要のないような）異文化的特徴を把握するための記載欄がつくら



全世界的民族之中至今仍有許多民族沒有姓氏。反而很多情況下姓氏導入是由近代國家推動執行。身分證的一連串流程中，推動姓名登記也是上述地方社會可視化的一環。透過登錄姓氏、名字，國家易於掌控特定個人，整體來說也能使國家利於管理社會。



與身分證：連接今昔的文化、社會、制度」工作坊〉) 中提及議論過，其論點有三點。首先，殖民地台灣實施身分證登錄制度，製作身分證登錄文件，都是為求可視化地方社會。其次，該身分證登錄文件加入族群範疇，進而產生出台灣的族群範疇。之後，統治台灣的近代國家繼續沿用該族群範疇，台灣社會也接受該族群範疇直到今日。

以上身分證登錄記載事項(項目)中的「種族」(族群性ethnicity)欄，其欄位設定對台灣社會影響遺留至今，影響性之大可想而知。

姓氏的導入

身分證登錄時，另一件須關注的重要記載事項就是姓名相關的記載欄。現代社會中記載登錄「姓氏」與「名字」被視為理所當然。然而另一方面，全世界的民族之中至今仍有許多民族沒有姓氏。

反而很多情況下姓氏導入是由近代國家推動執行。身分證登錄的一連串流程中，推動姓名登記也是上述地方社會可視化的一環。透過登錄姓氏、名字，國家易於掌控特定個人，整體來說也能使國家利於管理社會。

對於現今的國家統治者來說，要可視化國民個人並加以掌握的方法不下其數。其中掌握姓名只不過是眾多方法之一。例如(黏貼護照等文件的)證件照、(監視攝影機拍到的)影像、ID號碼、護照號碼、DNA等諸如此類的資訊。筆者身處的日本最近導入「My Number」，也屬於其中一項。(註：「My Number」是日本政府導入的一種通用編號制度。日本國民可用政府給予的單一編號同時申報個人所得稅、國民年金、納稅等事務，性質屬於個人識別編號故取名為「My Number」。)

然而就歷史而論，對於多數的國家來說，設定姓氏可謂是國家可視化自國領內個人的最

由事		由事		由事		籍本		第一號樣式(用紙美濃紙)
以下三欄略ス		柄續		主戸		事日爲戸		
生年姓細		生年姓		前主		由年月ト		
年月日		年月日		年月日		年月日		
月日		月日		月日		月日		申號

1935年版戶口調查簿樣式。



れていった。そのうちの一つ（欄）として、今で言うエスニック・カテゴリーが設定された。戦前の台湾の身分登録書類に掲載されていた項目（欄）の一つが、エスニック・カテゴリーを記載する欄であり、「種族」欄と呼ばれた。本稿の附図として戸口調査簿の1905年様式と1933年様式を示すが、一貫して「種族」欄が設けられていた。1935年様式の戸口調査簿からは「種族」欄が削除されたが、同戸口調査副簿には「種族」欄が残された。

この身分登録制度とエスニシティに関して、筆者としてワークショップ（本号『原教界』「会議報導」参照）にて提起し・議論した論点は三つである。まず、地域社会の可視化のために身分登録制度が実施され、身分登録書類が作成された。次に、その身分登録書類にエスニック・カテゴリーが盛り込まれ、台湾のエスニック・カテゴリーが誕生した。そのエスニック・カテゴリーがその後に台湾を統治した近代国家に引き継がれ、社会にも受け入れられて、今に到っているのではないか。

以上のように身分登録の記載事項（項目）の一つである「種族」（エスニシティ）欄の設定は、台湾社会に大きな影響を与えてきたと考えられる。

姓名の導入

身分登録の際、もう一つ重要な記載事項として注目すべきなのが、姓名に関する記載欄である。現代において「姓」と「名」を書類などに記載・登録することは当たり前のこ

1935年版戸口調査副簿様式・仍保留種族欄位。

ととなっている。しかし一方で、世界の民族の中で最近まで姓を持っていなかった民族というのは数多い。

逆に姓の導入というのは多くの場合、近代国家によって行われたことである。身分登録の一連の流れの中で行われる姓名の登記も、上述の地域社会の可視化の一環である。姓・名の登記によって国家は個人を特定しやすくなり、全体として社会を管理しやすいものに変えることができる。

現在の国家統治者にとって、国民個人を可視化し、掌握する方法は数多い。姓名の掌握はそのうちの一つに過ぎない。たとえば（パスポートなどに貼付された）写真、（防犯カメラに写った）映像、IDナンバー、パスポー



所謂的可視化是指，統治者為易於檢視狀況進而改變事物。目的是在方便管理社會。例如「三地門村」現在的村落形式即為實例。住屋或街道配置是一目瞭然的直線、直角形式。這種形式是將複數聚落移居到此後重新設村時所殘留下來的。所以可透過此處留下的幾種形式去推知可視化情況。



初階段，也是決定性的階段。全國國民取姓名這件事，對統治者而言則是將國家社會轉換成方便檢視狀況的一個重要轉換點。

姓名登記對台灣原住民族的影響

眾所皆知台灣原住民文化受到外來統治者相當大的影響，原住民的姓名受影響情況也無例外。換言之，只以原住民的實例，也可看出身分登錄時姓名記載（「登記」）造成多方面影響。影響點有：一、原住民史上第一次開始普遍用文字記載姓名。二、其姓名記載於公文文件上並半永久性保存。三、外來文化的壓迫與覆蓋。四、創造姓氏（因民族其影響情況有所差異）等等。實際上來說各項影響還有複雜的影響關係。

相對於此，在如此複雜多樣的影響下，我們可推想原住民本身一直以來對於如此情況也有主體性的利用。如果我們以積極面向來思考的話，關於姓名這部分，包含日本式姓名、漢族式姓名，某種涵義下原住民所擁有的 repertory（選項）可以說是比其他民族、族群

還要豐富。如此命名、姓名以及其表記選擇也是一種文化實踐行為。

其後的原住民族運動時期「還我姓氏」運動，我們雖看到恢復原住民式姓名的行動。然而透過政治大學原住民族研究中心所發行的《原住民族人名譜》，可發現戰前的身分登錄文件（戶口調查簿），被當作原住民傳統名字命名的根據資料而被再次使用。

以上，本稿僅止於呈現議論的部分概略，故刪除多數具體性議論，恐造成某些部分有文字說明不足的情況，還望讀者見諒。筆者誠摯歡迎讀者隨時賜教評論。相關的議論、事例檢討已部分刊登在〈為可視化之Tool Unit Agent〉《民族學界》第33期（2014）、〈日本統治下台灣的身分登錄與原住民〉《台灣原住民研究的射程》（順益原住民博物館，2014）、〈台灣原住民與姓名、居名登錄、族群性〉《Mathesis Universalis》第16卷第2號（2015）等處。筆者希望日後將詳細內容能連同其他部分，以成果論文集方式呈現給讀者參閱。

ト番号、DNAなどである。筆者の暮らす日本では最近、これに「マイナンバー」が加わった。

しかし歴史的に考えれば、多くの国にとって姓の設定というのは国家が自国領内の個人を可視化する最初のステップであり、決定的ステップだったのではないだろうか。国民全体に姓と名をつけさせるということは、国民社会を統治者にとって見やすい状況に変えていくための重要な転換点であった。

姓名登記による台湾原住民への影響

周知のように、台湾原住民の文化は外来の統治者によって大きな影響を受けてきた。原住民の名前についても、例外ではない。つまり、原住民の例を見てみただけでも、身分登録に際しての姓名記載（「登記」）の影響は多岐に渡る。(1)文字によって姓名を記載するようになった点、(2)その姓名が公的書類に記載されて半永久的に保存されるようになった点、(3)外来文化の押しつけ、文化の塗りつぶし、(4)姓の創出（民族によってその影響は異なる）など実に多様である。

これに対して、このような複雑で多様な影響のもとで、原住民自身はこうした状況を主体的に利用してきたと考えられる。日本式姓名、漢族式姓名も含めて積極的に考えるのであれば、ある意味では、原住民は、名前に関して他の民族・族群よりも多くのレパートリー（選択肢）を持っているとも言えるのではないか。こうした命名、姓名およびその表記の選択は文化実践行為でもある。

そして、原住民族運動時期における姓名返還運動によって原住民式姓名の回復の動きが

見られたが、政治大学原住民族センターによる『原住民族人名譜』の発行によって、戦前の身分登録書類（戸口調査簿）が、原住民の伝統名命名の根拠資料として再利用されるようになった。

以上、本稿では議論の一部の概略を示すにとどめた。具体的な議論の多くを削ったため、言葉足らずになってしまっていて部分もあると思われる。どうかご容赦いただきたい。もちろんご指摘・ご批判は常に歓迎する。関連の議論・事例検討はすでに「可視化のためのツール・ユニット・エージェント」『民族学界』第33期（2014）、「日本統治下台湾の身分登録と原住民」『台湾原住民研究の射程』（順益台湾原住民博物館、2014）、「台湾原住民と姓名・住民登録・エスニシティ」『マテシス・ユニヴェルサリス』第16巻第2号（2015）などですでに示した部分もある。その他の部分を含め、詳しくは成果論文集で内容を示したいと思っている。◆



松岡 格

獨協大學國際教養學部副教授。
東京大學學術博士（Ph.D.）。
2003年以後毎年到屏東縣原住民族鄉（特別是三地門鄉）進行田野調查，受到當地朋友們許多教導。目前擔任少數族群研究會（2010年創設）代表幹事。

獨協大學國際教養學部准教授。東京大學學術博士（Ph.D.）。2003年夏から屏東県の原住民族郷（とくに三地門郷）でフィールドワークをするようになり、現地の友人達に多くを教えられている。エスニック・マイノリティ研究会（2010年創設）の代表幹事を務めている。